

猪洞市営住宅跡地コミュニティ防災センター建設に伴う  
地質調査・測量・擁壁設計業務委託  
特記仕様書

### 1. 適用範囲

本仕様書は、熱海市業務委託契約約款や契約書、設計書に基づき、熱海市が実施する「猪洞市営住宅跡地コミュニティ防災センター建設に伴う地質調査・測量・擁壁設計業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

### 2. 本業務の目的

本業務は、建築物の建設が計画されている敷地の地質調査・測量設計業務を行うことを目的とする。

### 3. 業務箇所

熱海市伊豆山字猪洞 333- 1

### 4. 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

#### 1) 測量業務

擁壁設計に必要な測量を行う。

- ① 縦断測量 L=0.3 km
- ② 横断測量 L=0.1 km

#### 2) 地質調査業務 ボーリング 3 本（別添平面図のとおり）

土質及び岩盤を調査し、地質構造を確認する。

##### ① 地質調査

土質ボーリング 礫混じり土砂 20m

岩盤ボーリング 軟岩 15m

標準貫入試験 礫混じり土砂 20 回

標準貫入試験 軟岩 15 回

資料整理とりまとめ 1 式

断面図の作成 1 式

地盤情報データベース検定 3 本

傾斜地足場 15～30 度 3 箇所

準備跡片付け 1 業務

モノレール運搬 50m～100m以下 2.2 t

モノレール機械器具損料 50m～100m以下 11 日

モノレール架設・撤去 50m～100m以下 1 箇所

給水費 3 箇所

調査孔閉塞 3 箇所

旅費交通費 1 式

施工管理費 1 式

## ② 地質解析

既存資料の収集・現地調査 1 式  
資料整理とりまとめ 1 式  
断面図等の作成 1 式  
総合解析とりまとめ 1 式  
打合せ 3 回（中間 1 回）

## 3) 設計業務

### (1) 擁壁形式比較検討

#### 1) 比較形式検討

比較形式の選定に当たって、既存資料の中から現地状況、基本条件に対して適切と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて監督員と協議のうえ、比較 3 案を選定する。

#### 2) 概略設計計算

比較形式各案の構造形状を想定し、概略安定計算を行う。

#### 3) 基礎工検討

比較 3 案に対して、適切と思われる基礎工 1 案を選定し、概略安定検討を行う。

#### 4) 概算工事費算出

比較 3 案の概略数量を算定し、概算工事費を算定する。

#### 5) 比較一覧表作成

比較 3 案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理、環境について、得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示する。

### (2) 擁壁詳細設計

#### 1) 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督員に提出する。

#### 2) 設計条件の確認

基本条件について確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理する。

#### 3) 設計計算

比較形式検討で決定された構造形式の主要構造寸法に基づき、設計図書において指示された設計条件に従い、安定計算及び断面応力度計算を実施する。

#### 4) 設計図

設計計算から定められた構造形状に基づき、本体工の構造一般図、配筋図、詳細図を作成するものとする。

#### 5) 数量計算

数量計算を実施し、数量計算書を作成する。

#### 6) 照査

下記に示す事項の照査を実施する。

- ① 基本条件の決定に際し、現地の状況のほか、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ② 一般図を基に位置、取り合い（道路現況構造物）及び地盤条件とその構造物の整合が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- ③ 設計方針及び手法が適切であるかの照査を行う。また、施工方法の確認を行う。
- ④ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

#### 7) 報告書作成

業務の成果に準じて報告書を作成する。

### (3) 打合せ

上記設計業務(1)～(2)を進めるために必要な打合せ協議を行う。打合せ協議は設計業務を適正かつ円滑に実施するため設計段階ごとに行い、協議の結果は速やかに記録簿に記録し提出する。打合せ回数は、業務着手時と成果品納品時に各1回、中間1回を基本とする。その他受発注者が協議を必要とした場合、監督員と別途協議の上、打合せを追加実施する。